

# 島本町木材利用基本方針

令和6年4月1日

島本町

## 第1 公共建築物等における木材利用の促進の意義

森林は、水資源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、林産物の供給及び、レクリエーションの場等々、多面的な機能の発揮を通じて、町民が生活を営む上で重要な役割を担っている。これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することが重要となる。

また、木材は森林から持続的に生産することが可能で、特に大阪産材をはじめとする国産材を利用することは、府内を含む全国での森林・林業の再生に資することはもとより、樹木が行う二酸化炭素の光合成利用による体内貯蔵により、地球環境の温暖化防止や資源循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

この方針は、町が整備する公共建築物や、町が実施するその他の活動において木材の利用の促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律第77号。以下「促進法」という。）」第12条第1項の規定及び、「大阪府木材利用基本方針（令和4年5月改正）」に基づき、必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第3 公共建築物等における木材利用の促進の基本的事項

町は、促進法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町が整備する公共建築物において木材の利用に努める。

## 第4 公共建築物における木材利用の目標

町が整備する公共建築物における木材利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 町が整備する公共建築物においては、木造化及び木質化に努めるものとする。また、模様替えや改修にあたっては、木質化に努めるものとする。ただし、建築基準法等の法令、及び施設の設置基準等により、木造化及び木質化が適当でないと認められる場合、また、施設の用途、安全性及び維持管理の面で木材利用が困難と認められる場合は、この限りでない。
- (2) 前号の実施については、可能な範囲で、大阪産材をはじめとする国産材を活用するよう、努めるものとする。

## 第5 公共建築物以外の木材利用の促進に関する事項

町が行う公共建築物以外の木材利用の促進に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 町が行う、道路や公園、水路等の公共施設に対する応急対策を含めた工事、及び木道などの木造構造物においては、第6に掲げる諸項目に留意しながら、町が使用するその他の備品や消耗品なども含め、可能な範囲で、大阪産材をはじめとする国産材を活用するよう、努めるものとする。

- (2) 町は、町民及び事業者等への木材利用意義の普及啓発や情報提供等について、関係機関等と連携しながら、木材利用につながる取り組みに努めるものとする。

#### **第6 その他公共建築物等における木材利用の促進に関する必要事項**

公共建築物等における木材利用促進に関する必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物やその他の活動等における木材利用にあたっては、その設置目的や建設コストに加えて、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、及び施設等の利用者ニーズや木材を使用することによる付加価値等を考慮するなどして、総合的に判断した上で木材活用を行うこととする。
- (2) 町は、大阪府と連携し、公共建築物等における木材利用の具体的事例や、木材利用に関する情報を収集した上で、必要があるときは、関係部局間で協議するほか全庁的に連携しながら、木材利用の促進に努めるものとする。

#### **第7 木材の適切な供給に関する基本的事項**

町は、木材の安定的な供給体制の整備を進めていくために、森林所有者や施業実施者等の林業従事者等が連携し、森林整備計画や森林経営計画等の円滑な実行に資するため、各施業の集約化や機械導入等、林業生産性の向上を図るよう促していく。

附則 この方針は、令和6年4月1日より施行する。